

原子力災害対策指針補足参考資料を踏まえた対応について －東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング－

1. はじめに

県では、「環境放射線モニタリング指針」（以下「旧指針」という。）の考え方を踏まえ、「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング実施計画」（以下「モニタリング計画」という。）に基づき、平成15年度から東通原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングを実施している。

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の事故以降、原子力災害対策指針が制定され、緊急時モニタリングの具体的な実施内容を定めた「緊急時モニタリングについて（補足参考資料）」が策定された。県では、これら原子力災害対策指針等に基づき、青森県緊急時モニタリング実施要領を平成29年5月1日に策定し、緊急時モニタリングにおける空間放射線量率の測定地点、飲料水及び土壌等の採取地点を定めている。

「平常時モニタリングについて（補足参考資料）」が平成30年4月4日に策定され、原子力発電所を対象とする平常時モニタリングに関する考え方が示された（別図）。このため、東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリングにおける本県の対応について、以下のとおり今後検討を行う。

2. 平常時モニタリングについて（補足参考資料）及びモニタリング計画の現状

同補足参考資料においては、平常時モニタリングの目的について以下の4つを挙げ、それぞれについて最低限実施する内容を記載している。

- ①周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価
- ②環境における放射性物質の蓄積状況の把握
- ③原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価
- ④緊急事態が発生した場合への平常時からの備え

このうち、①から③について旧指針でも同様の目的が記載されているが、④の目的については、UPZ圏内の緊急時モニタリング結果との比較のために平常時の水準を把握する観点から記載されたものである。

一方、モニタリング計画では、線量の推定・評価については空間放射線量率（積算線量を含む）及び環境試料中の放射能測定を、蓄積状況や水準等の把握については環境試料中の放射能測定を、発電所から放出される放射性核種による環境への影響をすみやかに検知することについては空間放射線量率及び大気浮遊じん中の放射能の連続測定を行うこととしている。

このため、モニタリング計画は、同補足参考資料の①から③の目的について概ね実施しているが、同補足参考資料の④の目的については、調査の位置付けを含め、今後検討していく。

別図 モニタリングに関する体系

